

公益社団法人愛知県臨床検査技師会表彰規程

平成25年3月6日制定
平成27年10月7日一部改定

第1章 総則

(設置)

第1条 公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下「本会」という）の行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、本会事業の推進に力績のあった正会員、賛助会員ならびに永年職務精励者に、会長が謝意を表することを目的とする。

(種類)

第3条 この規程に基づく種別は次の各号とする。

- (1) 名誉会員
- (2) 功労者表彰
- (3) 学術奨励賞
- (4) 永年職務精励者表彰
- (5) 特別表彰
- (6) 感謝

(表彰の決定)

第4条 前条各号の該当者については、理事会の議決を経て会長が被表彰者を決定する。

第2章 名誉会員

(基準)

第5条 名誉会員は、65歳以上とし、本会の会長として顕著な功績があり会の発展に寄与した者、または、臨床検査の進歩に特に貢献した会員とする。

(定義)

第6条 名誉会員は、本会の会費を免除され、会員としての便宜を受けることができる。その場合、総会での議決権、役員選挙権、被選挙権はない。

(推薦)

第7条 候補者は、理事会で推薦し、定時総会へ上程する。

第3章 功労者表彰

(基準)

第8条 功労者は、本会の発展に顕著な功績のあり、継続して20年以上在籍した者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、叙勲、褒章、厚生大臣表彰、知事表彰等を受けた者は除く。

- (1) 本会の定款22条にいう役員を通算4年以上務めた者
- (2) 本会の学術部・検査研究班班長を通算4年以上務め、かつ班員歴が10年以上ある者
- (3) 本会の各種委員会委員を通算8年以上務めた者

尚、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の役員、全国検査部門員ならびに、各種委員会委員の経歴も算定する。ただし、同一年度の兼務の場合は加算しない。

第4章 学術奨励賞

(基準)

第9条 表彰年度の前年度に開催される愛知県医学検査学会で演題発表し、本会会誌「らぼ」に論文を掲載した正会員とする。

第5章 永年職務精励者表彰

(基準)

第10条 永年職務精励表彰者は、表彰を受ける年の4月1日をもって満50歳以上、且つ通算25年以上本会に所属している正会員とする。

第6章 特別表彰

(基準)

第11条 第3条第1号、第2号の規定に該当しないもので、会長が特に認めた場合は、特別表彰者として理事会で審査し、これを議決する。

第7章 感謝

(基準)

第12条 賛助会員として本会に継続して10年以上在籍し、本会の事業推進に顕著な功績のあった者。

第8章 表彰

(表彰方法)

第13条 表彰は、次により行うものとする。

- (1) 感謝は、創立後、10周年単位で行うことを原則とする。ただし、特に必要と認めた場合は、5周年単位で行うことができるものとする。
- (2) 功労者表彰および永年職務精励者表彰、学術奨励賞は、毎年開催する本会の定時総会で行う。
- (3) 特別表彰は、必要に応じ、その都度行う。

(記念品)

第14条 表彰は、会長が表彰状を授与し、記念品を添えることができる。

第9章 雑則

(雑則)

第15条 この規程で定められていない事項で必要なときは、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 旧表彰規程（昭和62年4月1日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。